

無通帳口座「インターネット外貨預金口座」に関する特約

2023年3月20日現在

1. 特約の適用範囲

- (1) 本特約は、愛銀A iダイレクトの外貨預金新規口座開設機能により開設いただいた外貨普通預金、外貨定期預金口座（以下、「本口座」といいます。）を無通帳口座としてご利用いただく場合の事項を定めるものです。無通帳口座とは、通帳の発行に代えて、愛銀A iダイレクトを利用して、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細等をご確認いただく口座をいいます。
- (2) 本口座は愛銀A iダイレクトご利用規定のほか、外貨預金規定集内の共通規定（外貨普通預金・外貨定期預金）をはじめとする各種規定（以下「関連規定」といいます。）に加え、本特約により取り扱います。なお、関連規定と本特約とで相違が生じる場合には、関連規定の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) また、特段の定めのない限り、関連規定における定義は本特約において適用されるものとします。

2. 通帳の不発行

本口座は、関連規定にかかわらず通帳を発行しないものとします。通帳発行方式への変更はできません。

3. 通帳不発行に伴う取扱い

- (1) 本口座では、当行の現金自動預入支払機でのお取引がご利用いただけません。
- (2) 本口座では、外貨預金の残高・預入明細等は当行の「愛銀アプリ」「愛銀A iダイレクト」の照会サービスにより確認するものとします。また、定期的なお取引明細の送付等も行いません。
- (3) お客さまが取引明細書の発行等を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 店頭窓口での取り扱い

本口座への預け入れ、払戻し等は原則として「愛銀アプリ」「愛銀A iダイレクト」のみでのお取扱いとし、当行の本支店窓口でのご利用はできません。ただし、当行が認めた場合には、愛銀A iダイレクト代表口座（以下、「代表口座」といいます。）の取引店で本口座の解約、または預け入れ、払い戻し等を行うことができます。その際は、当行所定のお客様本人を特定できる書類を店頭窓口に提示していただいたうえで、当行所定の手続きにより行うものとします。

5. 特約の解約

- (1) 本口座の解約、愛銀A iダイレクトの解約等をされた場合には、本特約も解約となります。このため、無通帳口座「インターネット外貨預金口座」についても、所定の方法により解約を行っていただきます。
- (2) その他本特約に違反した場合には、当行はお客さまに通知することなく本特約を解約することができるものとします。

6. 免責事項

本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

7. 本特約の変更

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上